

告示第 106 号

太子町つながる居場所づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 9 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

太子町つながる居場所づくり事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業の一環として、年齢や性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず地域住民が緩やかにつながることができる居場所の整備等に取り組む団体に対して補助金を交付することにより、孤独・孤立の防止や、安全で安心して生活できる地域づくりを促進することを目的とし、太子町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 1 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 この要綱による補助金の交付を受けることができるものは、次の各号のいずれにも該当する自治会その他これに類する団体とする。

- (1) 5 人以上で構成し、その半数以上が町内に住所を有する者であること。
- (2) 代表者及び会計責任者を置き、経理用の金融機関口座を有すること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 営利目的で事業を実施する団体

イ 政治活動や宗教活動を行う団体

ウ 重大な法令違反等により行政処分を受けたことがある団体

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りうる相当の理由がある団体

オ その他町長が不適當と判断した団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内において、年齢や性別、心身の状況、その他の属性にかかわらず、地域の住民が緩やかにつながることができる居場所を設置し、運営すること。
- (2) 前号の居場所を、2 月につき 1 回以上運営することを原則として、毎年度

少なくとも4月につき1回以上運営し、かつ、運営開始の日から2年以上継続する見込みがあること。

(3) 第1号の居場所の運営時間が、1回につき概ね90分以上であること。

(4) 第1号の居場所の運営において知り得た情報を適正に取り扱い、必要に応じて行政機関その他の関係者との間で情報の交換や連携をすること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る費用のうち、別表に掲げるものとする。ただし、補助対象経費には、他の助成事業に係る費用を含んではならない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、1年度あたり1回の申請につき、別表の補助金の限度額を上限とした補助対象経費の実支出額の合計額から補助対象経費に係る寄附金及びその他の収入額を控除した額と15万円を比較して少ない方の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内において決定する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、太子町つながる居場所づくり事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、一の補助事業につき通算して4回以上することはできない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付し、又は指示することができる。

3 町長は、前2項の内容を、太子町つながる居場所づくり事業補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 前条の規定により、補助金の交付が適当と決定された申請者（以下「補助団体」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに規則第9条に準じた手続きをしなければならない。

2 町長は、前項の規定による手続きがあったときは、第7条の規定に準じて速やかに内容を確認した上で対応を決定し、書面により補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助団体は、補助事業が完了したときは、町長が別に定める日までに太子町つながる居場所づくり事業実績報告書に必要な書類を添えて、町長に提出

しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、前条の実績報告に係る書類の審査のほか、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が適正に執行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、太子町つながる居場所づくり事業補助金確定通知書により補助団体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 11 条 補助団体は、前条の規定による補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して 10 日を経過する日までに、太子町つながる居場所づくり事業補助金請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、特に必要があると認めるときは、第 7 条に規定する補助金の交付の決定の通知をした後において補助金の一部を概算により交付することができる。この場合において、補助団体は、太子町つながる居場所づくり事業補助金（概算）請求書を町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による補助金の概算交付を受けた補助団体は、第 9 条に規定する書類を提出し、前条に規定する補助金の額の確定通知書を受領した日から起算して 10 日以内に補助金の精算を行い、剰余額が生じる場合には、町長が別に定める日までにこれを返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 12 条 町長は、補助団体が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業の実施に関し知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために利用したとき。

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、第 10 条に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による補助金の交付決定の取消しをした場合は、太子町つながる居場所づくり事業補助金交付決定取消通知書により補助団体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとし、補助団体はこれを返還しなければならない。

（指導及び監査）

第 14 条 町長は、補助団体に対して、補助事業の執行について適切な指導を行うとともに、必要があると認めたときは、補助金の使途について監査することができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第 4 条関係）

経費区分	対象経費	補助金の限度額
環境整備費	インターネット回線整備費用（モバイル回線用ホームルーター機器の設置もしくは固定回線及び無線 LAN(Wi-Fi)ルーター機器の設置に係る初期経費）	8 万円（補助事業開始初年度に限る）
	備品購入費（家電・調理機器、遊具）	1 年度当たり 3 万円
活動運営費	通信費（環境整備費で整備したインターネット回線に係るものに限る）	1 月当たり 5 千円
	人件費（謝金）、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、役務費、保険料、使用料及び賃借料	居場所の運営 1 回当たり 5 千円（1 年度につき 12 万円を限度とする）